

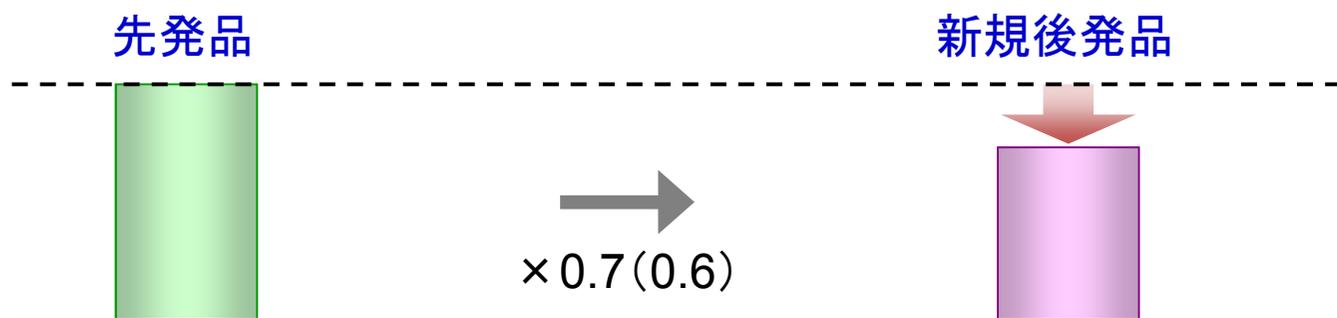
後発品の薬価の現状

- ①新規収載後発医薬品の薬価算定方式
- ②既収載の後発医薬品の薬価算定方式
- ③後発医薬品の薬価例

①新規収載後発医薬品の薬価算定方式

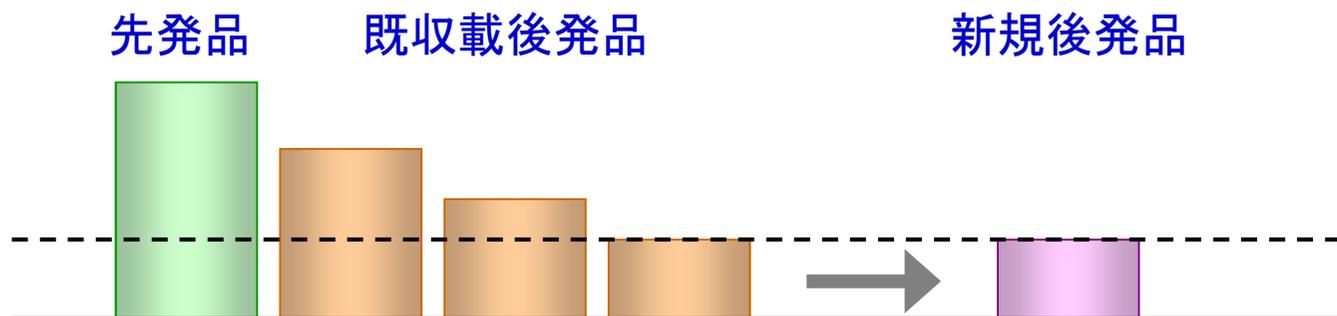
- 後発品が初めて収載される場合

- 先発品の薬価の0.7掛け (内用薬で10品目を超える場合は0.6掛け)



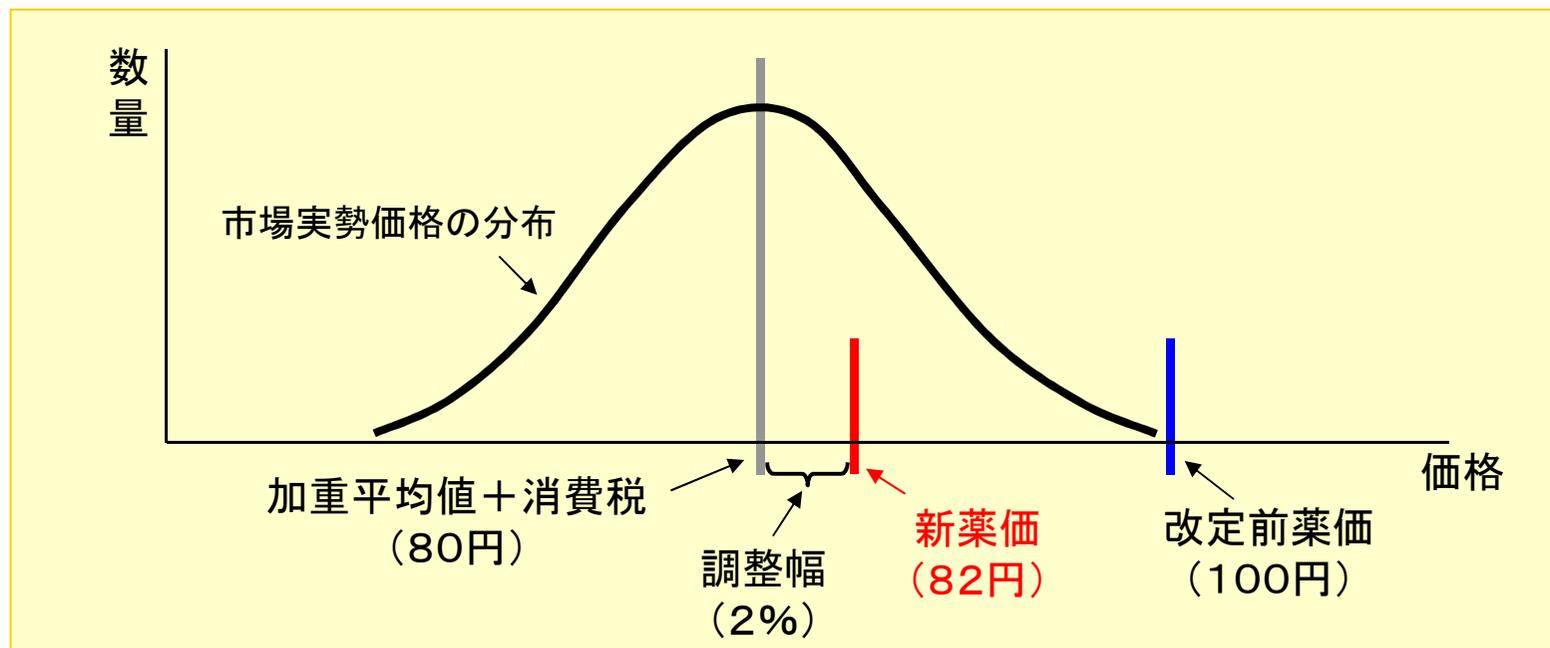
- 後発品が既に収載されている場合

- 最低価格の後発品と同価格



新規後発品を含めて20品目(内用剤薬は10品目)を超える場合は、さらに0.9掛け

②既収載の後発医薬品の薬価算定方式



卸の医療機関・薬局に対する販売価格の加重平均値(税抜きの世界実勢価格)に消費税を加え、更に薬剤流通の安定のための調整幅(改定前薬価の2%)を加えた額を新薬価とする。

$$\text{新薬価} = \left[\begin{array}{l} \text{医療機関・薬局への販売価格の} \\ \text{加重平均値(税抜の世界実勢価格)} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} 1 + \text{消費税率} \\ \text{(地方消費税分含む)} \end{array} + \text{調整幅}$$

②既記載の後発医薬品の薬価算定方式

市場実勢価格に基づく改定価格

先発品	100円
後発品A	71円
後発品B	69円
後発品C	54円
後発品D	53円
後発品E	52円
後発品F	29円
後発品G	21円
後発品H	19円



価格帯ごとに補正した改定価格

先発品	100円
後発品A 後発品B	70円
後発品C 後発品D 後発品E	53円
後発品F 後発品G	24円
後発品（統一名）	19円

現行の薬価算定ルール

・ 30%を超える品目群は3%刻みで統一価格

・ 20~30%の品目は統一価格

・ 20%以下の品目は統一名・統一価格

③後発医薬品の薬価(例)

例 成分名：セチリジン塩酸塩（適応症：アレルギー性鼻炎、じんま疹等）

販売名	製造販売業者名	薬価
ジルテック錠5	ユーシービージャパン	88.70
セチリジン塩酸塩錠5mg 「TOA」	東亜薬品	69.00
〃 「MED」	メディサ新薬	65.00
〃 「科研」	ダイト	
〃 「KTB」	寿製薬	
〃 「タナベ」	田辺三菱製薬	
〃 「タカタ」	高田製薬	56.20
〃 「トーワ」	東和薬品	50.80
〃 「サワイ」	沢井製薬	
〃 「日医工」	日医工	
〃 「MNP」	日新製薬（山形）	
〃 「マイラン」	マイラン製薬	43.30
〃 「アメル」	共和薬品工業	38.10
〃 「PH」	キョーリンリメディオ	35.50
〃 「NPI」	日本薬品工業	

販売名	製造販売業者名	薬価
〃 「タイヨー」	テバ製薬	32.70
〃 「CHOS」	シー・エイチ・オー新薬	28.80
〃 「SN」	シオノケミカル	
〃 「TYK」	大正薬品工業	
〃 「オーハラ」	大原薬品工業	
〃 「ツルハラ」	鶴原製薬	21.10 ※1
〃 「CH」	長生堂製薬	
〃 「NP」	ニプロファーマ	
〃 「TCK」	辰巳化学	
〃 「YD」	陽進堂	
〃 「NUP」	ザイダスファーマ	
セチリジン塩酸塩錠	※3 一般名で記載（2社）	14.10 ※2

※1) 最高薬価品の20%以上30%未満

※2) 最高薬価品の20%未満

※3) 統一名記載